

正 誤 表

「配偶者居住権等を中心とした改正された相続税実務」(令和元年11月15日発行(1刷り)の記述に誤りがありましたので、お詫びの上、以下のように訂正させていただきます。

税務研究会出版局

p. 104 中段 (1 配偶者の(1)及び(2)の算式)

(誤)

(1) 配偶者居住権 (建物) の課税評価額

《算式》

建物の固定資産税評価額 - 2(1)の価額

(2) 居住家屋の敷地等の使用権の課税評価額

《算式》

土地等の相続税評価額 - 2(2)の価額

(正)

(1) 配偶者居住権 (建物) の課税評価額

《算式》

建物の固定資産税評価額 $\times \frac{\left(\frac{\text{法定耐用年数}}{\text{耐用年数}} \times 1.5 - \text{築年数} \right) - \frac{\text{存続年数}}{\text{耐用年数}}}{\left(\frac{\text{法定耐用年数}}{\text{耐用年数}} \times 1.5 - \text{築年数} \right)}$ \times 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

(2) 居住家屋の敷地等の使用権の課税評価額

《算式》

土地の相続税評価額 \times 存続年数に応じた法定利率による複利現価率

p. 104 下段 (2 配偶者以外の相続人の(1)及び(2)の算式)

(誤)

(1) 居住建物の課税評価額

《算式》

$$\text{建物の固定資産税評価額} \times \frac{\left(\frac{\text{法定耐用年数}}{\text{耐用年数}} \times 1.5 - \text{築年数} \right) - \text{存続年数}}{\left(\text{法定耐用年数} \times 1.5 - \text{築年数} \right)} \times \text{存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率}$$

(2) 土地等の課税評価額

《算式》

$$\text{土地の相続税評価額} \times \text{存続年数に応じた法定利率による複利現価率}$$

(正)

(1) 居住建物の課税評価額

《算式》

$$\text{建物の固定資産税評価額} - \boxed{1(1)\text{の価額}}$$

(2) 土地等の課税評価額

《算式》

$$\text{土地等の相続税評価額} - \boxed{1(2)\text{の価額}}$$

以上。